

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

京都市人事委員会

委員長 金川 琢郎

京都市人事委員会規則第 2 号

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号から第 47 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 阪神高速道路株式会社

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)